

鹿児島市浄化槽関係業務の

届出窓口一部変更について

次の業務について、4月1日より、届出窓口が環境保全課から建築指導課へ変更いたします。

1 窓口が変更となる業務（下記フロー図参照）

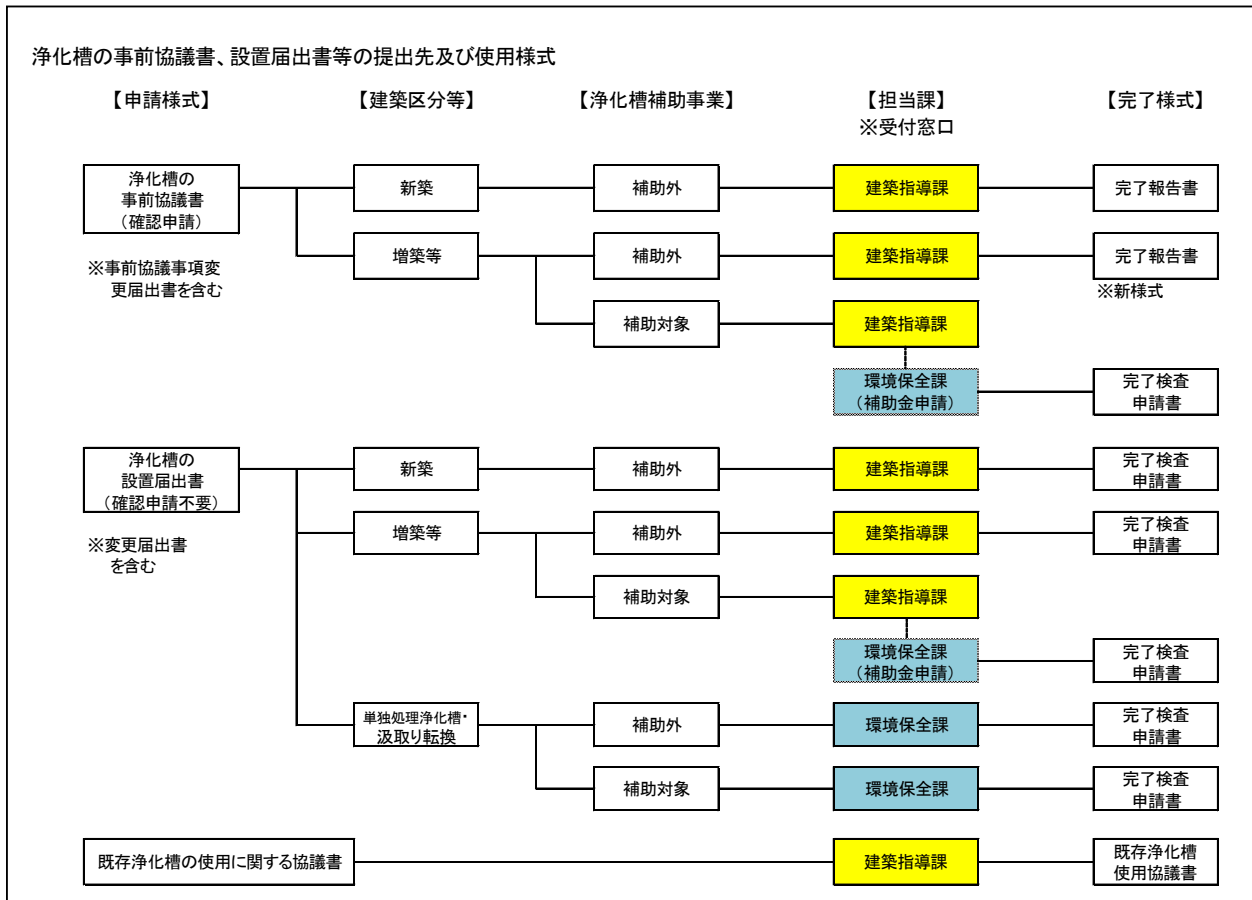
- (1) 建築物の新築・増築等に伴う浄化槽設置に係る一連の業務（人槽算定業務を含む）
- (2) 建築物の新築・増築等に伴う既存浄化槽の使用協議

2 その他

- (1) 上記1以外の浄化槽に関する業務（補助申請、管理浄化槽異動報告書等）は、これまでどおり、環境保全課で行います。

※環境保全課浄化設備係は、4月以降、同課環境保全係に統合されます。

- (2) 各種様式等及び取扱いの変更等につきましては、後日、鹿児島市ホームページに掲載します。（完了報告書は新様式となります。）



3 問い合わせ先

鹿児島市環境保全課・環境保全係

電話(099) 216-1291

〃 建築指導課・審査第一係・第二係

電話(099) 216-1359・1360